

東松島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	43,710	15,658,250	343,210	2,913,639	18.6	19.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	344	1,257,073	170,264	490,179	1,917,516	5,574	6,026

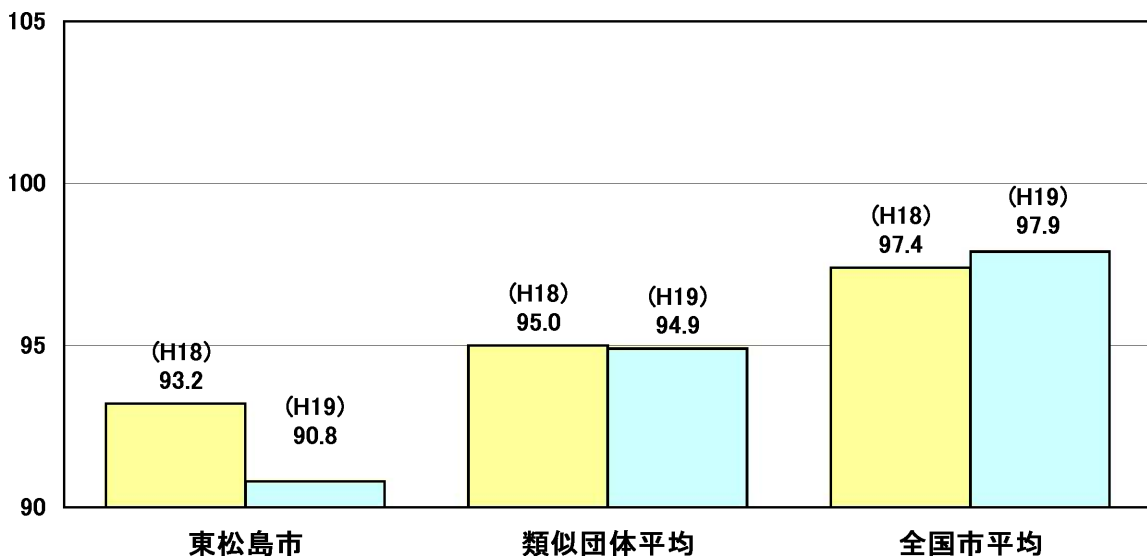
- (注)1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

東松島市では集中改革プランに基づき、平成19年度から2年間、下記のとおり給料の削減を行っております。また、平成19年度より特殊勤務手当を全廃し、年間約370,000円を削減しました。

区分		削減額	削減期間
特別職	市長 副市長 教育長	給料×10%	平成19年4月1日～平成21年3月31日まで
	一般職	行政職 5級・6級	
行政職 3級・4級		給料×3%	
労務職 4級			
行政職 1級・2級 労務職 1級・2級・3級		給料×2%	

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 東松島市における今年のラスパイレス指数は給料削減後のものです。
4 類似団体とは、人口規模と産業構造(産業別就業人口の構成比)が類似している団体です。東松島市の類似団体は、青森県三沢市、山形県上山市、福島県相馬市などです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東松島市	42.9 歳	312,578 円	360,695 円	336,396 円
宮城県	42.5 歳	356,040 円	432,062 円	394,417 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.2 歳	331,766 円	384,098 円	358,865 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東松島市	45.0歳	30人	243,128円	259,518円	255,145円	—	—	—	—
うち調理員	42.5歳	16人	243,514円	256,951円	251,464円	調理士	41.8歳	240,500円	1.07
うち運転手	***	1人	****	****	****	自家用乗用自動車運転者	50.4歳	166,800円	***
うち用務員	48.3歳	13人	241,635円	260,288円	257,966円	用務員	53.9歳	227,200円	1.15
宮城県	49.1歳	381人	339,454円	384,464円	366,036円	—	—	—	—
国	48.8歳	—	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	47.5歳	38人	303,078円	327,575	316,564円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東松島市	4,216,999円	—	—
うち調理員	4,173,849円	3,329,300円	1.25
うち運転手	—	2,159,800円	—
うち用務員	4,235,863円	3,284,300円	1.29

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。(H16～H18の3ヶ年平均)

4 公務員と民間の比較について、職種、年齢、業務内容、雇用形態が完全に一致しているものではありません。

5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータについて、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっています。

6 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合は、記載は省略させていただきます。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大学卒 (削減後)	170,200 円 166,796 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒 (削減後)	138,400 円 135,632 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒 (削減後)	135,600 円 132,888 円	140,300 円	—
	中学卒 (削減後)	120,200 円 117,796 円	123,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数7年～10年未満	経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満
一般行政職	大学卒	222,522 円	258,165 円	311,247 円
	高校卒	184,158 円	223,146 円	263,524 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	179,438 円	196,245 円	230,006 円

(注)1 高校卒区分の技能労務職員は経験年数が20年以上のため記載省略としました。

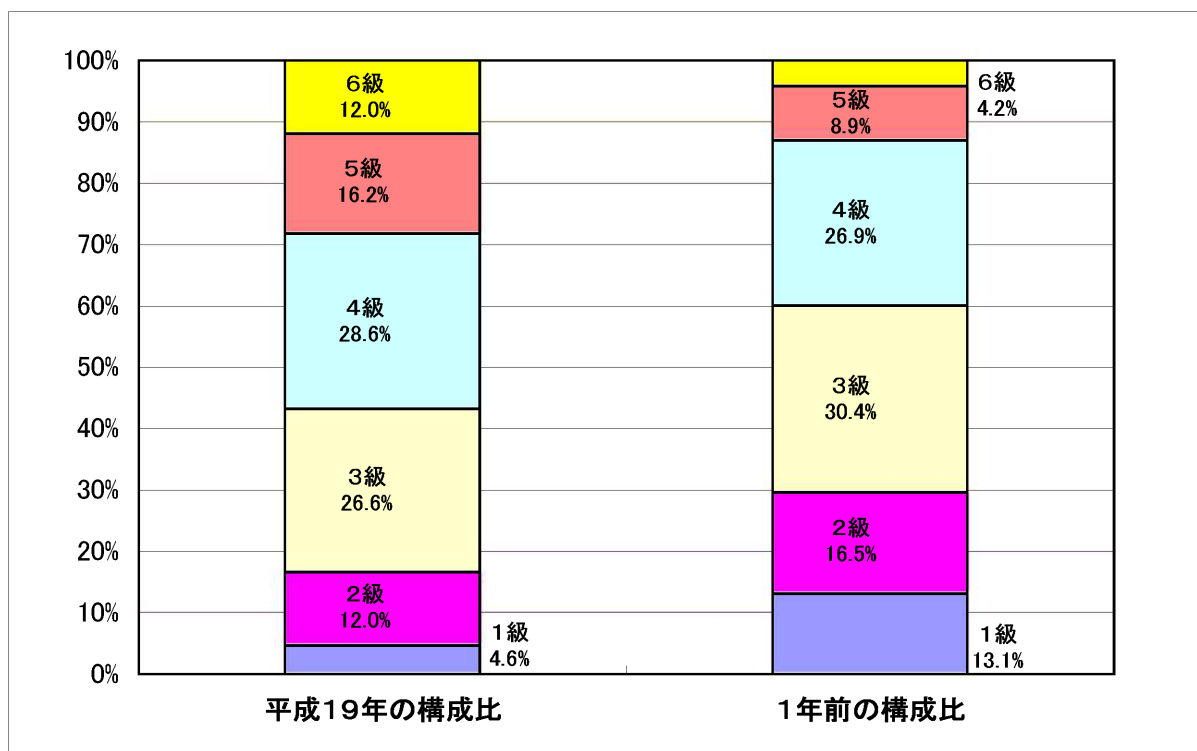
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容および代表的な職種		職員数	構成比
6級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	部長、会計管理者、参事	12人	4.6%
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長、副参事	31人	12.0%
4級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	班長、主幹、技術主幹	69人	26.6%
3級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	主任、技術主任、所長	74人	28.6%
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主査、技術主査	42人	16.2%
1級	定型的な業務を行う職務	主事、技師	31人	12.0%

(注) 1 東松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により、勤務成績の反映を一層細かく行う目的で、従来の昇給幅が4分割されました。この目的を達成するため、1年間における業績、勤務態度、能力などを評定し、その結果に基づき、1月1日に実施する昇給の区分を決定することとしています。

ただし、55歳を超える職員については、平成19年1月1日の昇給区分は2号俸を減じた区分となっております。(勤務成績によって2号俸昇給する場合は0号俸、つまり、昇給しない)

【参考】市長部局で行政職給料表適用者の昇給状況

区分	対象職員数(人)	号俸数別内訳					
		0号俸(人)	1号俸(人)	2号俸(人)	3号俸(人)	5号俸(人)	7号俸(人)
平成19年1月1日	262	22	5	173	2	46	14

(注) 病気休暇、育児休暇により勤務成績の判定ができなかった者や懲戒処分等を受けて昇給区分が調整された者は除いております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,450 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,915 千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

東松島市では昇給の区分を判定するための勤務実績の評定を行っておりますが、勤勉手当の成績率を判定する勤務実績の評定については実施しておらず、現在検討中の人事評価システムに盛り込むこととしております。

よって、平成18年度においては『勤務実績が特に優秀』、『勤務実績が優秀』といった判定はしていませんが、今後、人事評価制度導入とあわせて勤勉手当への勤務実績を反映させる予定です。

なお、懲戒処分等により良好な勤務実績とならなかった者の成績率はその処分内容により別に定めています。

①平成18年6月勤勉手当の成績率

支給日	対象職員数 (人)	勤務実績によるもの				処分によるもの		
		特に優秀	優秀	良好	良好でない	戒告	減給	停職
		86/100~ 145/100以下	78.5/100~ 86/100未満	71/100	71/100未満	56/100	46/100	36/100
平成19年6月29日	367	0	0	367	0	0	0	

②平成18年12月勤勉手当の成績率

支給日	対象職員数 (人)	勤務実績によるもの				処分によるもの		
		特に優秀	優秀	良好	良好でない	戒告	減給	停職
		86/100~ 145/100以下	78.5/100~ 86/100未満	71/100	71/100未満	56/100	46/100	36/100
平成19年12月10日	368	0	0	361	0	2	5	

(注) 1 支給対象職員は、育児休業等により勤勉手当を支給しなかった者は除かれております。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

東松島市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額	— 千円	23,338 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)			741 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)			117,116 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	14 %	0 人	14 %
宮城県仙台市	5 %	5 人	5 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	2 %	0 人	2 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
宮城県仙台市	6 %	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	3 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 ※平成19年度からは特殊勤務手当を全廃しました

支給実績(平成18年度決算)		374 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		22,017 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		4.6 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	福祉部門の職員、保健師	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護及び看護	日額1,000円
動物の死体処理手当	環境衛生部門の職員	動物の死体処理に従事する場合	1件当たり1,000円
行旅死亡人処理手当	福祉部門の職員	行旅死亡人の収容または護送の作業に従事する場合	日額3,000円
訪問指導従事手当	保健師、栄養士	保健師及び栄養士が訪問指導に従事する場合	月額1,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	62,019 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	186 千円
支給実績(平成17年度決算)	111,981 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	296 千円

(注)1 選挙による時間外手当も含まれておりますので、選挙のある年とない年では決算額に大幅な変動が生じます。

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	<p>○配偶者13,000円</p> <p>○配偶者以外</p> <p>① 1人につき6,000円</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に配偶者がいない場合 →扶養親族のうち1人について11,000円 ・職員に扶養親族でない配偶者がある場合 →扶養親族のうち1人について6,500円 <p>② 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子 →1人につき5,000円を加算</p>	同	—	44,625 千円	228,846 円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 66,000円 ・参事、課長 44,000円 ・副参事 21,000円 	同	—	18,702 千円	492,151 円
通勤手当	<p>○交通機関の利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も経済的・合理的な経路及び方法による定期券・回数券の価格 ※ただし、支給限度は55,000円 <p>○自動車等の使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2km以上 5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,100円 ・10km以上15km未満 6,500円 ・15km以上20km未満 8,900円 ・20km以上25km未満 11,300円 ・25km以上30km未満 13,700円 ・30km以上35km未満 16,100円 ・35km以上40km未満 18,500円 ・40km以上45km未満 20,900円 ・45km以上50km未満 21,800円 ・50km以上55km未満 22,700円 ・60km以上65km未満 23,600円 ・60km以上 24,500円 	同	—	15,257 千円	55,684 円
住居手当	<p>○23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円</p> <p>○23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円</p> <p>※ただし、支給限度は27,000円</p> <p>○世帯主である職員が新築又は購入した住宅については、新築または購入した日から5年間 2,500円</p>	同	—	23,708 千円	121,580 円
広域異動当	<p>○転居を伴う異動をした職員に対し、給料+扶養手当に次の割合を乗じた金額を支給する</p> <p>① 300km以上 6/100</p> <p>② 60km以上300km未満 3/100</p>	同	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	<p>○異動等により住居を移転し同居していた配偶者と別居し、単身で生活することになった職員 23,000円</p> <p>※ただし、職員の住居と配偶者の住居との距離が100km以上の場合は、距離数に応じて6,000円から45,000円を加算する</p>	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	<p>○宿日直を命ぜられた職員</p> <p>① 5時間以上 4,200円</p> <p>② 5時間未満 2,100円</p>	同	—	— 千円	— 円

休日勤務手当	○休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(135/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	○夜間(午後10時から翌日の午前5時)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(25/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
災害派遣手当	○災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居住地を離れて東松島市の区域に滞在する場合に3,970円から6,620円を支給する	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当 (経過措置中)	○11月から3月までの5箇月間に分けて支給(平成18年度から経過措置中) ① 世帯主である職員 ・扶養親族3人以上 5,560円(月額) ・扶養親族1人又は2人 2,300円(月額) ・扶養親族なし 0円 ② その他の職員 0円	同	—	8,512 千円	41,723 円

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	806,400 円 (896,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円/ 160,000 円	
	副 市 長	639,900 円 (711,000 円)		
報 酬	議 長	411,280 円 (424,000 円)	598,000 円/ 266,000 円	
	副 議 長	362,780 円 (374,000 円)	522,000 円/ 214,000 円	
	議 員	339,500 円 (350,000 円)	465,000 円/ 177,000 円	
期 末 手 当	市 長	(平成18年度支給割合)		
	副 市 長	3.35 月分		
期 末 手 当	議 長	(平成18年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	896,000円×在職月数×0.44	18,923,520円	任期毎
	備 考	711,000円×在職月数×0.26	8,873,280円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

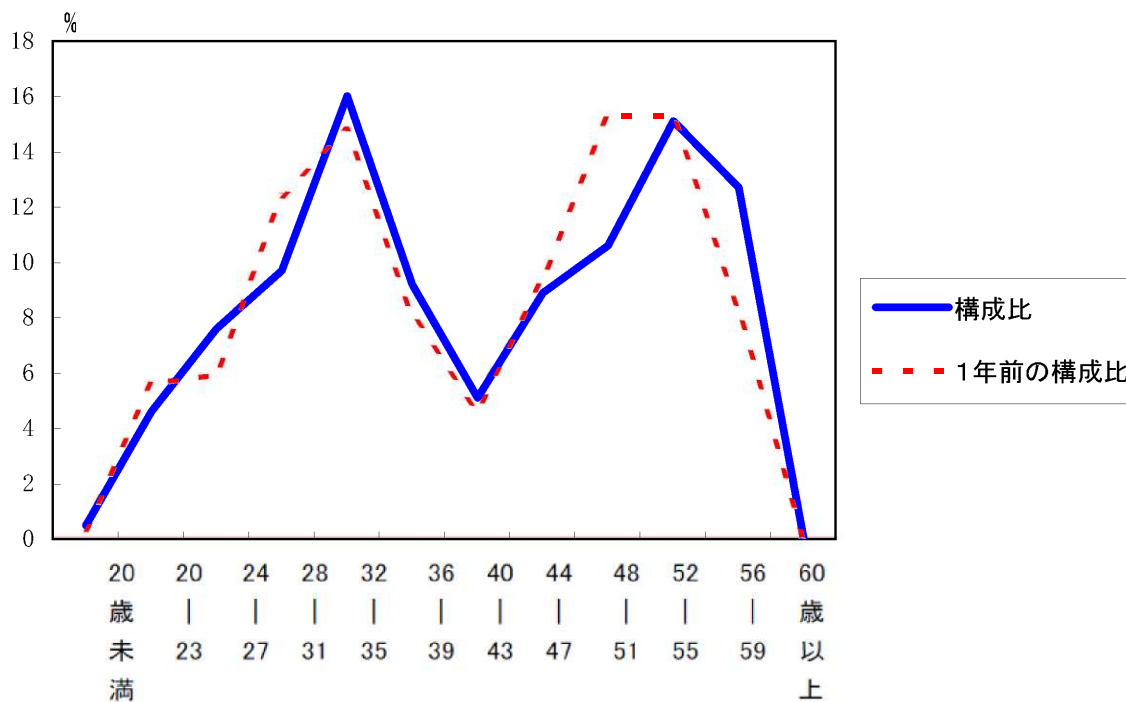
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通 会計 部門	議会	5人	5人	0人	
	総務	89人	83人	▲6人	市民センターの設置による増 行政改革推進計画の策定終了、退職者不 補充による減
	税務	16人	16人	0人	
	民生	87人	90人	3人	子育て部門の強化による増
	衛生	21人	21人	0人	
	農林水産	21人	23人	2人	集落営農業務推進体制強化による増
	商工	7人	7人	0人	
	土木	23人	23人	0人	
	計	269人	268人	▲1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.62 人)
	教育部門	76人	74人	▲2人	交流事業を教育部門へ移管したための増 組織改編、退職者不補充による減
消防部門					
小 計	345人	342人	▲3人	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.98 人)	
公営 企業 等部 門	下水道	11人	11人	0人	
	国保・介護	17人	18人	1人	後期高齢者医療制度発足に伴う増
	小 計	28人	29人	1人	
合 計		373人	371人	▲2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.88 人
		[390人]	[390人]	[]	

(注)1 職員数には教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。(ただし、条例定数には教育長は含まれません)

(2)年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	2人	17人	28人	36人	59人	34人	19人	33人	39人	56人	47人	0人	370人										

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
379人	361人	18人	4.7%

(注)1 定員管理の職員数には教育長が含まれています。

(参考)東松島市定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年4月1日	50名の純減

